

社労連第228号

平成28年4月11日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会長 大西 健造

( 公 印 省 略 )

### **厚生労働省からの「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」への対応について**

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、今般、厚生労働省労働基準局長・大臣官房年金管理審議官より当職あて、別紙のとおり平成28年3月30日付基発0330第10号・年管発0330第5号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」が発出されました。

当該通知は、昨年来、「社員をうつ病に罹患させる方法」等の内容を公に発信した会員に対して厚生労働大臣による懲戒処分が行われた事案や、就業規則の作成について厚生労働省作成の「モデル就業規則」の内容を否定し、使用者がいたずらに労働条件を引き下げることがを助長する内容をホームページに掲載した事案等、社会保険労務士による不適切な情報発信に関する事案が発生していることを受け発出されたものです。

連合会では、これまでも倫理委員会において社会保険労務士による不適切な情報発信が行われることのないよう検討を進めてきたところですが、今般の通知を受け、あらためて具体的な対応を下記のとおりとりまとめ、取組みを強化することにより、社会保険労務士の職業倫理に対する意識を高め、国民の皆様からの信頼確保につなげてまいりたいと存じます。

つきましては、貴職におかれましては、会務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、上記の状況をご賢察賜りますとともに、下記の各事項につきましてご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

## 記

### 1. 対応の方針

今般の厚生労働省による通知を受け、連合会としては都道府県社会保険労務士会と連携し、不適切な情報発信の防止を目的に以下の施策を講じることとする。

不適切な情報発信による社労士の信用失墜行為は、たった一人の行為が全国4万人の社労士に対する信用を害する事態に発展しかねないことを踏まえ、厳重な再発防止策を講じることとする。

なお、本対応は喫緊の課題であることから都道府県会の協力を得て、現状考え得る対応策を早急に講じ、以後、その効果を検証のうえ改善・拡充を図ることとしたい。

- (1) 社労士が公正さを欠く不適切な情報発信を行うことがないように研修を実施すること。
- (2) 厚生労働省が作成している「モデル就業規則」については、趣旨を理解し、その目的を否定することがないように、都道府県会を通じ、可能な限り社労士に周知すること。
- (3) 不適切な情報発信を行った社労士に適正な処分又は注意勧告等を行うための都道府県会会則等の見直しを行うこと。

### 2. 現状考え得る対応策

#### (1) 「不適切な情報発信に関する指導指針」の策定

不適切な情報発信を行う社労士に対する都道府県会の指導を徹底するため、別添のとおり、今般の懲戒処分を踏まえた指導のあり方をまとめた指針を作成する。都道府県会は当該指針に基づき、不適切な情報発信を防止するための研修の実施及び不適切な情報発信を行う会員の指導を行うこととする。

#### (2) 研修の実施

##### ①社労士研修システムによる配信

本件については、早急に研修内容を確定の上迅速に、より多くの会員に研修の受講を求めるため、社労士研修システムを活用し、不適切な情報発信に関する事例と職業倫理から見た適切な対応についての解説を配

信する。

#### ②都道府県会研修

都道府県会が開催する研修、会議等あらゆる場면을捉え、より多くの会員に不適切な情報発信に関する事例と職業倫理から見た適切な対応について解説する時間を設ける。この取組みを支援するため、連合会は解説用資料の提供を行う。

#### ③倫理研修

都道府県会が開催する倫理研修において、不適切な情報発信に関する事例と職業倫理から見た適切な対応について解説する時間を設ける。この取組みを支援するため、連合会は解説用資料の提供を行う。

#### ④新規入会者研修

都道府県会が開催する新規入会者研修において、不適切な情報発信に関する事例と職業倫理から見た適切な対応について解説する時間を設ける。この取組みを支援するため、連合会は解説用資料の提供を行う。

### (3) 「月刊社労士」での解説連載

不適切な情報発信に関する事例と職業倫理から見た適切な対応について解説する記事を連載する。

### (4) 効果の検証

本件の対応の効果について、平成 28 年度の上半期末（9 月）及び年度末（平成 29 年 3 月）までの状況を把握し、倫理委員会において対応の改善・拡充について検討する。

以上

(担当：業務部企画課)

基発 0330 第 10 号  
年管発 0330 第 5 号  
平成 28 年 3 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造 殿

厚生労働省

労働基準局長

大臣官房年金管理審議官



### 社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について

社会保険労務士の懲戒処分事案について、平成 26 年度においては、労働社会保険諸法令に基づく助成金の不正受給を目的とした書類の虚偽申請等、過去最高であった平成 24 年度と同様の 11 件発生している。

さらに、平成 27 年度においては、「社員をうつ病に罹患させる方法」等の内容を公に発信したことにより懲戒処分とした事案や就業規則の作成について、厚生労働省作成の「モデル就業規則」の内容を否定し、使用者がいたずらに労働条件を引き下げることを助長する内容をホームページに掲載したことにより都道府県社会保険労務士会から指導が行われた事案が発生したところである。

このような行為は、常に品位を保持し、公正な立場で業務を行うべき社会保険労務士及び社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）として、不適切な行為である。

また、労働社会保険諸法令の専門家である社会保険労務士等が自らのブログ等で不適切な情報発信を行うことは、個別事案の問題にとどまらず、社会保険労務士全体の業務の適正化を阻害し、ひいては、社会保険労務士法の目的である事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上を損なわせることとなるものである。

については、貴会及び都道府県社会保険労務士会において、同様の事案の再発防止のため、下記の対策を実施されたい。

### 記

- 1 社会保険労務士等が、メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定する内容、就業規則の作成に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げることを促す内容及び労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法的行為を推奨する内容等の公正さを欠く不適切な情報発信を行うことのないよう、研修を実施すること。
- 2 厚生労働省作成の「モデル就業規則」の有用性について、都道府県社会保険労務士会を通じ、可能な限り、社会保険労務士等に周知すること。
- 3 上記 1 に例示したような不適切な情報発信を行った社会保険労務士等に対し、会則による適正な処分又は注意勧告等を行うことができるよう、都道府県社会保険労務士会の会則等を見直し、より実効性のあるものに改めること。

平成 28 年 4 月

**社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針**

全国社会保険労務士会連合会

**1. 本指針の趣旨**

近年、インターネット等の様々なメディアによる情報発信が、手軽に、かつ廉価に行うことができるようになり、多くの社労士がその専門的知見や業務に関する情報を発信し、国民の利便向上に貢献している一方で、一部の社労士が、その職業倫理に照らして不適切と考えられる情報発信を行っている。

このような不適切な情報発信は、全国の社労士に対する国民からの信用を失墜させるおそれがある。

以上を踏まえて、全国社会保険労務士会連合会と都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）が連携し、不適切な情報発信を防止するとともに、かかる情報発信を行う社労士に対する厳格な指導を実施することにより、社労士としての品位保持、職業倫理の向上を実現するため、本指針を定めるものである。

**2. 不適切と考えられる情報発信**

不適切と考えられる情報発信とは、その内容が社会保険労務士法（以下「法」という。）第 1 条、第 1 条の 2 及び第 16 条の規定に反するもの、あるいはそのおそれのあるものをいう。

具体的には、過去の処分事例に照らせば、次の 5 つのいずれかに該当する情報が発信されている場合、指導の対象となるものと考えられる。

- ①社労士制度の目的（事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること）に反する内容
- ②社労士の職責（公正な立場での業務の遂行）に反する内容
- ③社労士の業務を行うに当たり必要とされる労働社会保険諸法令の理解が不十分と認められる内容
- ④社労士の信用及び品位を害する内容
- ⑤使用者による労働者に対する違法な権利侵害や刑罰法規に違反する行為をそそのかすような内容

なお、上記に該当する情報発信を行った場合は、法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反したとき及び社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当する、あるいはそのおそれがあることとなり、懲戒処分又は指導の対象となり得るものと考えられる。

### 3. 不適切な情報発信の事例

不適切な情報発信に該当する、あるいはそのおそれのあるものの具体的な事例を以下に示す。これらは近年インターネット等で散見されるものの一例であるが、この他にも上記の5つの視点に照らして該当する、あるいはそのおそれのあるものや、国民に不適切な情報発信であるとの誤解を生じるものについては、指導の対象となるものであり、個々の社労士において直ちに是正すべきものである。

(1) **メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定するような事例**

- ・「社員をうつ病に罹患させる方法」
- ・「合法的なパワハラの方法」

(2) **就業規則の作成等に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げることが促すような事例**

- ・「労働基準法上必要のない休暇を与えていませんか」
- ・「労働時間はそのままに残業代を大幅削減」

(3) **労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法行為を推奨するような事例**

- ・「社会保険料の削減をお教えします」

(4) **労働社会保険の助成金、年金給付等について、依頼者に過度の期待をさせるような事例**

- ・「〇〇助成金獲得のノウハウ教えます。成功報酬は支給額の〇%で。」
- ・「障害年金、必ずもらえる診断書を医師に書かせる方法」

(5) **公正さを疑わしめるような事例**

- ・「100%会社側」
- ・「労働者の味方」
- ・「行政の指導に対抗できます」

(6) **その他（上記に類するような事例）**

- ・厚生労働省が作成する「モデル就業規則」の目的を否定するような表現

### 4. 不適切な情報発信に対する指導

都道府県会は、所属する社労士による不適切と考えられる情報発信が確認された場合、直ちにこれを是正（修正、削除等）するよう、会則に基づき当該社労士に対する指導を行う。

なお、指導に従わないため処分が必要な場合又はその態様から指導を行わず直ちに処分を行うことが必要な場合については、会則に基づき当該社労士に対する処分を行う。